

こゝろで労働組合の共同組合を通じて全国果して労働者団体の組織がなされる

(4) 労働組合の比較的動向を考察する

標記労働争議其の後、状況左記ノ通り有之

記

一、會社側ノ動靜

會社側ニ於テハ依然強硬ナル態度ヲ有シ汽車會社ハノ工務
讓渡ノ根本的方針ハ組合側ニ於テ如何ナル義術ヲ弄スルト
モ承認セザル決意ヲ持ツルト共ニ組合側ノ動靜ヲ却觀シツ
ツアリ

為會社側ニ於ケル規程外ノ退職手当支給額ニ目下ノ慶前報
ノ通りナルカ今回ノ問題ニ因リ解僑セラル、者ノ規程ノ退
職手当全文給一覽表ハ別記ニノ通りナリ

二、從業員會

A 現業員會

(1) 争議団幹部ノ報告

現業員會側ハ争議対策本部ヲ三月廿一日以來暫定的ニ品
川区北品川所一ノ一一番地品川支那俱樂部該神田區福
田所ニ寄地 全國労働組合同盟本部ニ置キ全労働東京聯合
會本部ノ應接並指導ヲ受ケ種々協議ヲ凝シツ、アルカ當
面會社トノ交渉ハ解雇絶対及対テ要求シ極力會社ノ工場
器具契約ニ関スル會社側ノ手荒ヲ探察追テスル事 中正
會社第トシテハ中正會ハ幹部對會負問ニ及テ生シ居ル
ヲ以テ之ニ業上現業員會ノ努力損失ヲ企圖スル事トシ中
正會トノ共同斗争ノ氣運醸成ニ努ムル事等ノ方策ヲ決定
セリ

斯クテ三月廿一日前報ノ通り會社トノ第一回交渉ヲナス
所アリ 次々三月廿二日午後無的三千分ヨリ全時通全勞
東京聯合會側兼野區以下四名現業員會側番務交渉以下十